

## 利根川中流 4 県境広域避難部会 規約（案）

## （名称）

第 1 条 本部会は、利根川中流 4 県境広域避難部会（以下「広域避難部会」という）と称する。

## （目的）

第 2 条 広域避難部会は、利根川と渡良瀬川が合流する地域である利根川中流部において、利根川氾濫時の適切な広域避難による「逃げ遅れゼロ」の実現を目的とする。

## （組織）

第 3 条 広域避難部会は、別表 1 に掲げる者をもって構成する。

2 広域避難部会の運営、進行及び招集は広域避難部会の事務局が行う。

3 構成員は必要に応じて臨時に部会構成機関の者以外をオブザーバーとして広域避難部会に招聘することができる。

## （議事）

第 4 条 広域避難部会の議事は委員の総意によって決する。

## （幹事会）

第 5 条 広域避難部会の円滑な運営を行うため、広域避難部会に幹事会を置く。

2 広域避難部会は、別表 2 に掲げる者をもって構成する。

3 広域避難部会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

4 構成員は必要に応じて臨時に部会構成機関の者以外をオブザーバーとして広域避難部会に招聘することができる。

## （実施事項）

第 6 条 広域避難部会において実施する事項は、広域避難による逃げ遅れゼロの実現に向けた取り組みとして、以下の検討を行う。

（1）自治体間連携を含む広域避難体制を構築・運用するための検討

（2）広域避難の気運を高め、必要なときに適切に広域避難できる住民をつくるための検討

## （事務局）

第 7 条 広域避難部会の事務局を利根川上流河川事務所防災対策課に置く。なお、運営は構成員の協力を得て行うものとする。

## （雑則）

第 8 条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、広域避難部会で定めるものとする。

## 附 則

この規約は、令和 8 年 5 月 27 日より施行する。

別表 1 利根川中流 4 県境広域避難部会 構成員

【委員】

関係機関名	役職
群馬県板倉町	町長
埼玉県加須市	市長
茨城県古河市	市長
茨城県境町	町長
茨城県坂東市	市長
群馬県館林市	市長
栃木県佐野市	市長
気象庁東京管区气象台	気象防災部長
国土交通省関東地方整備局利根川上流河川事務所	事務所長

【オブザーバー】

関係機関名	役職
栃木県栃木市	市長
栃木県野木町	町長
群馬県千代田町	町長
群馬県明和町	町長
群馬県 総務部	危機管理監
埼玉県 危機管理防災部	部長
茨城県 防災・危機管理部	部長
栃木県 危機管理防災局	局長
気象庁 水戸地方气象台	台長
気象庁 宇都宮地方气象台	台長
気象庁 前橋地方气象台	台長
気象庁 熊谷地方气象台	台長

別表2 利根川中流4県境広域避難部会 幹事会 構成員

関係機関名	役職
群馬県板倉町 総務課	課長
埼玉県加須市 環境安全部 危機管理防災課	課長
茨城県古河市 総務部 消防防災課	課長
茨城県境町 危機管理部 防災安全課	課長
茨城県坂東市 総務部 交通防災課	課長
群馬県館林市 総務部 安全安心課	課長
栃木県佐野市 行政経営部 危機管理課	課長
気象庁東京管区气象台 気象防災部	気象防災情報調整官
国土交通省関東地方整備局利根川上流河川事務所	副所長

【オブザーバー】

関係機関名	役職
栃木県栃木市 総合政策部 危機管理課	課長
栃木県野木町 総合政策部 総務課	課長
群馬県千代田町 総務課	課長
群馬県明和町 総務課	課長
群馬県 総務部 危機管理課	課長
埼玉県 危機管理防災部 災害対策課	課長
茨城県 防災・危機管理部 防災・危機管理課	課長
栃木県 危機管理防災局 危機管理課	課長
気象庁 水戸地方气象台	防災管理官
気象庁 宇都宮地方气象台	防災管理官
気象庁 前橋地方气象台	防災管理官
気象庁 熊谷地方气象台	防災管理官